

建交労分会運営規則基準

第1条 この規則は支部規約第9条にもとづき定めるものとする。

第2条 この分会は全日本建設交運一般労働組合〇〇支部〇〇分会(以下、分会と略)とよび、事務所を〇〇(都道府県)〇〇(市区町村)〇〇番地におく。

第3条 分会は〇〇(産業・業種、地域、企業・事業所)における建交労支部の組合員で組織する。

第4条 分会は支部執行委員会の指導のもとに運営され、職場や地域、業種の情勢や労働者の要求をつかみ、分会の意志統一をはかり、諸要求実現と組合員の教育・学習活動、職場・地域での宣伝活動、組合員の拡大など支部の方針を実践する。分会に班をおくことができる。班は分会の定めた班運営規則にもとづき 運営する。

第5条 分会はつぎの機関によって運営する。 1. 分会大会。 2. 分会執行委員会。

第6条 分会大会は、全組合員(あるいは代議員)と分会役員で構成する

第7条 定期大会は毎年1回、〇月に開き、分会長が招集する。

第8条 分会大会に付議すべき事項など大会に関する事項は支部規約に準ずる。

第9条 分会執行委員会は定期的に開催し、分会長がこれを招集する。

第10条 会議の成立および表決は支部規約に準ずる。

第11条 組合員の権利・義務、統制に関する事項は支部規約に準ずる。

第12条 分会につぎの役員をおく。分会長、(副分会長)、分会書記長、分会執行委員、分会会計監査。

第13条 組合費および分会の経費は支部の規定にもとづき定める。

第14条 分会の会計年度は毎年〇月〇日より翌年〇月〇日とする。

第15条 この規則は〇年〇月〇日より 施行する。

付記 この規則基準は1999年9月7日